

鴨居中野球クラブ 規約

1 目的

本クラブは、鴨居中中学校ブロックにおいて、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが豊かな教育環境のもとで、野球に取り組むことを通して、健全な成長を支援することを目的とする。

2 構成

- (1) 部活動顧問・指導者・コーチ等
- (2) 部活動所属生徒の保護者代表等
- (3) 鴨居中中学校職員（校長・副校長）

4 事業

本クラブは、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会体育と部活動間の連携と調整
- (2) 地域指導者との連絡・協議
- (3) その他、本クラブの目的を達成するために必要な事項

5 役員

本クラブは次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者会代表)
- (2) 副会長 1～2名 (保護者会副代表)
- (3) 幹事 2名 (副校長、部活動顧問代表)
- (4) 会計 2名 (保護者会会計)
- (5) 会計監査 1名 (未定)
- (6) 相談役 1名 (校長)

4 任期

役員任期は1年間とし、10月の総会から次年度の10月の総会までとする。ただし、再任すること、離任すること、補充することはできる。また、任期途中での異動等があった場合は、後任者がその任を引き継ぐこととする。

5 職務

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会の事業を支援する。

- (4) 会計は、本会の運営における会計を行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 相談役は、本会の運営に関して助言を行う。

6 会議

次の会議を置く。

- (1) 総会：年1回、10月に行う。
- (2) 臨時会：必要があるときに会長の招集により開催する。

7 細則

この会則に定めない事項及び運営上必要な細則は本会の決議によって定める。

8 会則の改正

この規約は本会の決議により随時改正することができる。

附則

- ・この会則は平成30年12月2日から施行する。